

緊急事態措置下における対策（令和3年5月12日）

1 医療体制等について

(1) 自宅待機・療養中、宿泊療養中の死亡者の状況について

- (i) 期 間 : 令和3年3月1日から令和3年4月30日
- (ii) 死亡者数 : 19人（総患者数13,532人）
- (iii) 内 訳 : (保健所別) 県健康福祉事務所3、神戸4、尼崎4、姫路0、西宮1、明石7
(男女) 男10、女8
(年齢) 40代2、50代1、60代1、70代6、80代8 ※年代、性別非公表1

(2) 兵庫県への看護師・保健師の応援派遣について

本県の要請を踏まえ、厚生労働省・全国知事会の調整により、看護師・保健師が県及び医療機関から兵庫県へ派遣可能との回答を得、順次、派遣受入れに向けた調整を実施

①看護師(39名)

- (i) 派遣受入期間 : 5月4日(火)以降、6月中旬までを予定
- (ii) 業務内容 : 新型コロナ患者受入病院の重症病床等における看護
- (iii) 派遣元内訳 : 大学病院、公立学校共済組合、国立病院機構等 25病院
- (iv) 当面の派遣先 : 神戸市立医療センター中央市民病院、同 西市民病院、
神戸大学医学部付属病院、明石市立市民病院

②保健師(15名)

- (i) 派遣受入期間 : 5月10日(月)～5月31日(月)
- (ii) 業務内容 : 保健所等での疫学調査、自宅待機者・療養者の健康観察等
- (iii) 派遣元・派遣先内訳 : (派遣元) 宮城県、福井県、富山県、高知県、鳥取県
(派遣先) 県宝塚健康福祉事務所、県伊丹健康福祉事務所、
神戸市、西宮市、姫路市

(3) 社会福祉施設事業者への感染防止対策の徹底について

事業者に対し、感染防止対策の徹底を依頼

- ・従事者の体調管理、換気徹底、消毒液設置、マスク着用等基本的な感染対策を徹底
- ・従事者の家族に症状がある、PCR検査を受けている場合、当該従事者の出勤を控えさせること
- ・職員等の積極的なPCR検査の実施
- ・ショートステイやデイサービス等の通所利用者に、利用前に利用者の家族に症状の有無やPCR検査を受けているかを確認するなど、ウイルスを施設に持ち込ませないよう十分配慮
- ・施設内で感染疑い事案(発熱など)が発生した場合は、ただちに保健所に連絡し、指示に従うこと
- ・症状を訴える利用者がいた場合、利用状況などを記録し、保健所の調査に協力

(4) 「ひょうご女性サポートホットライン～ここふれ～」の設置について

新型コロナウイルス感染症の影響などによる様々な不安や悩みをかかえている女性のための相談窓口を設置

- (i) 開設日 : 令和3年5月18日(火)
- (ii) 開設時間 : 火～土曜日 9:00～12:00 (※祝日、年末年始除く)
- (iii) 対象者 : 兵庫県内在住の女性

2 緊急事態措置への対応について

(1) 緊急事態措置の延長に係る飲食店等に対する協力金

- ・対象者 : 県からの休業又は時短営業の要請に協力した店舗を運営する事業者
 - ・対象要件 : ①酒類及びカラオケの提供（酒類の持ち込みを含む）をやめること
②休業、又は通常、午後8時以降も営業している店舗が営業時間を午前5時から午後8時までに短縮すること
 - ・支給額等 : 1日当たり4～20万円/店舗×休業・時短営業日数
- 〈中小企業〉
前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて単価決定
- | |
|-----------------------------------|
| ・10万円以下の店舗：4万円 |
| ・10～25万円の店舗：(前年度等の1日当たり売上高)×0.4の額 |
| ・25万円以上の店舗：10万円 |
- 〈大企業〉
- ・1日当たり売上高の減少額×0.4(上限20万円)
- (中小企業もこの方式を選択可)

(2) 緊急事態措置の延長に係る大規模施設等に対する協力金

①対象施設及び支給対象

- (i) 多数利用施設：映画館等、商業施設、運動・遊技施設、遊興施設（飲食店除く）、博物館等、サービス業
- (ii) イベント関連施設：劇場等、集会・展示施設、ホテル・旅館、運動施設（屋外施設等）、遊技施設

②協力金の概要

区分	大規模施設	テナント事業者・出店者
対象施設	要請に応じた1,000㎡超の施設	要請に応じた1,000㎡超の施設の一部を賃借することにより、当該施設に來場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等
支給金額	【休業分】 休業面積1,000㎡毎に20万円/日 (上限検討中)	【休業分】 休業面積100㎡毎に2万円/日 (上限検討中)
	【時短分】 国の基準に基づく協力金(上記に基づき算出した額に「本来の営業終了時間—20時/本来の営業時間」を乗じた額)を支給	

(3) 催物の開催制限（留意事項）について

①催物の開催制限の目安等

- ・人数上限5,000人、かつ、収容定員50%以内
- ・入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物は、中止を含めて検討を要請
- ・参加者等の直行・直帰を確保するための周知・呼びかけ等の徹底の要請

②営業時間短縮等の要請

- ・21時までの営業時間短縮を要請（オンライン配信の場合は短縮不要）

③チケット販売の取扱い

- ・5月12日以降に販売開始されるものは、上記①②の要請を満たすこと。

1 県内の患者の状況

(1) 検査陽性者の状況 (令和3年5月11日 24時現在)

(単位:人)

陽性者数 (累積)	入院			宿泊療養	入院・宿泊療養調整等		自宅療養	その他医療機関・福祉施設等	死亡	退院
		中等症以下			入院調整					
		重症								
35,929	765	664	101	323	1,462	1,158	1,735	310	811	30,523
+377	+12	+2	+10	+2	△ 116	△ 107	+23	△ 5	+14	+447

※下段は前日比

[検査内訳] (単位:件) (単位:人)

区分	PCR検査	抗原検査	合計	陽性者数
地方衛生研究所等	109,169		109,169	10,774
	+754		+754	+58
民間検査機関等 (医療機関等)	223,517	78,519	302,036	25,155
	+2153	+813	+2966	+319
合計	332,686	78,519	411,205	35,929
	+2907	+813	+3720	+377

※医療機関等からの報告により集計

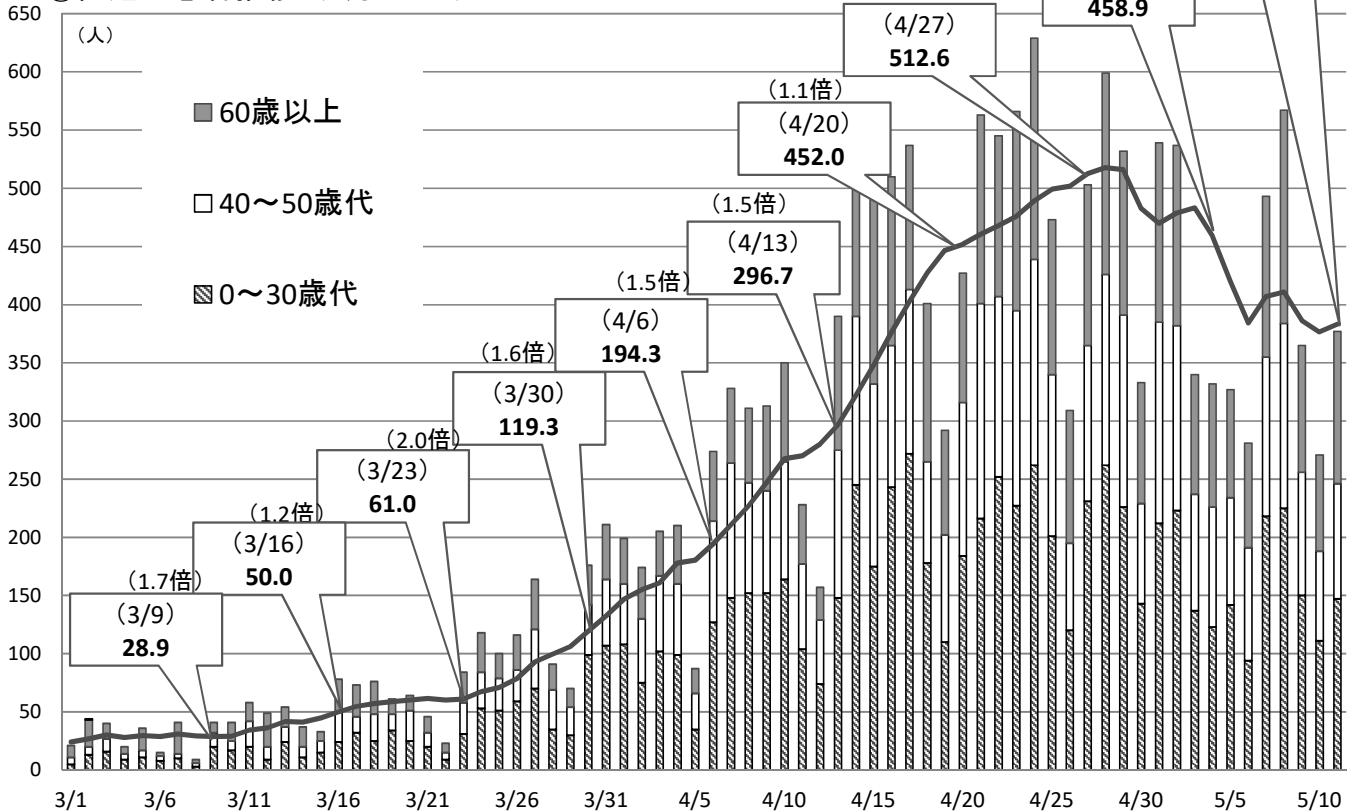
※下段は前日比

[入院内訳]

区分	確保病床等	患者数	差引	占有率
入院	1,030	765	265	74.2%
うち重症対応	124	101	23	81.4%
宿泊	1,325	323	1,002	24.3%
合計	2,355	1,088	1,267	46.1%

(2) 3月1日から5月11日に発生した患者の状況 (17,961人)

①直近の患者推移 (3月1日～)



(3) 患者の属性等

① 男女別患者数

区分	3/1~5/11		5/5~5/11	
	患者数	(%)	患者数	(%)
男性	8,969	49.9	1,300	48.5
女性	8,992	50.1	1,381	51.5
合計	17,961	100	2,681	100

② 年齢別患者数

区分	3/1~5/11		5/5~5/11	
	患者数	(%)	患者数	(%)
10代未満	684	3.8	109	4.1
10代	1,768	9.8	265	9.9
20代	3,102	17.3	419	15.6
30代	2,176	12.1	299	11.2
小計	7,730	43.0	1,092	40.7
40代	2,551	14.2	358	13.4
50代	2,647	14.7	409	15.3
小計	5,198	28.9	767	28.6
60代	1,697	9.4	251	9.4
70代	1,630	9.1	276	10.3
80代	1,202	6.7	206	7.7
90代以上	504	2.8	89	3.3
小計	5,033	28.0	822	30.7
合計	17,961	100	2,681	100

③ 管轄保健所別患者数

区分	3/1~5/11		5/5~5/11		10万対
	患者数	(%)	患者数	(%)	
県所管					
芦屋	403	2.2	54	2.0	57.1
伊丹	1,103	6.1	158	5.9	41.4
宝塚	1,146	6.4	121	4.5	36.1
加古川	812	4.5	141	5.3	34.1
加東	669	3.7	111	4.1	42.0
中播磨	50	0.3	7	0.3	17.0
龍野	277	1.5	52	1.9	32.9
赤穂	160	0.9	59	2.2	66.6
豊岡	37	0.2	7	0.3	6.5
朝来	24	0.1	2	0.1	3.9
丹波	115	0.6	27	1.0	26.7
洲本	198	1.1	18	0.7	14.2
小計	4,994	27.8	757	28.2	-
神戸市	7,305	40.7	1,071	39.9	70.4
姫路市	1,001	5.6	188	7.0	35.5
尼崎市	1,780	9.9	223	8.3	49.3
西宮市	1,799	10.0	307	11.5	62.9
明石市	1,082	6.0	135	5.0	45.0
小計	12,967	72.2	1,924	71.8	-
合計	17,961	100	2,681	100	49.0

④ 感染経路別患者数

(※ 飲食店は、接待やお酒を伴う店、カラオケ店等を含む。)

発生地	感染推定場所	3/1~5/11		5/5~5/11	
		患者数	(%)	患者数	(%)
県内	飲食店	137	1.5	16	1.1
	家庭	5,099	56.2	927	66.3
	職場・施設・学校等	1,349	14.9	181	12.9
	友人の集まり、談話等	615	6.8	68	4.9
	クラスター	1,671	18.4	169	12.1
	医療機関・施術所	(301)	(3.3)	(46)	(3.3)
	高齢者福祉施設等	(869)	(9.6)	(105)	(7.5)
	学校・園	(253)	(2.8)	(0)	(0.0)
	飲食店	(18)	(0.2)	(0)	(0.0)
	職場	(206)	(2.3)	(18)	(1.3)
	その他	(24)	(0.3)	(0)	(0.0)
	その他	148	1.6	35	2.5
	小計	9,019	99.4	1,396	99.9
県外	飲食店	7	0.1	0	0.0
	職場・施設・学校等	19	0.2	1	0.1
	友人の集まり、談話等	14	0.2	1	0.1
	その他	19	0.2	0	0.0
小計	59	0.6	2	0.1	
合計	9,078	100.0	1,398	100.0	
調査中		8,225		1,283	
不明		658			
総計		17,961		2,681	

3 5月以降に継続又は新規発生したクラスターの状況（5月11日現在）

類型	管轄	施設区分		陽性者数	属性別		第1例目公表日
					利用者患者等	職員等	
医療機関	神戸	医療機関	①	23	15	8	4月6日
			②	9	6	3	4月25日
	尼崎	医療機関	①	12	9	3	4月21日
			②	11	7	4	4月25日
	明石	医療機関	①	7	6	1	4月27日
			②	8	2	6	5月2日
	加東	医療機関	③	11	7	4	5月4日
計			7ヶ所	81	52	29	
			内5月以降新規分	2ヶ所	19	9	10
福祉施設	神戸	介護関係施設	①	133	97	36	4月15日
			②	43	25	18	4月19日
			③	16	9	7	4月20日
			④	12	8	4	4月20日
			⑤	42	32	10	4月21日
			⑥	27	23	4	4月21日
	尼崎	介護保険サービス事業所	①	12	9	3	4月23日
			②	45	34	11	4月13日
			③	11	7	4	4月15日
			④	10	8	2	4月29日
		介護サービス事業所	①	11	7	4	4月19日
			②	34	19	15	4月25日
	姫路	特別養護老人ホーム	①	10	7	3	4月28日
			②	12	9	3	4月28日
	西宮	福祉施設		21	17	4	4月11日
		介護施設		16	9	7	4月27日
	加古川	高齢者入所施設		12	9	3	4月24日
		高齢者施設		8	7	1	5月3日
	加東	老人保健施設		24	18	6	4月14日
		高齢者福祉施設		30	19	11	4月16日
龍野	介護老人保健施設		6	4	2	5月1日	
	介護関係施設		22	14	8	5月1日	
計			22ヶ所	557	391	166	
			内5月以降新規分	3ヶ所	36	25	11
事業所	姫路	事業所		9	0	9	5月7日
	赤穂	事務所	①	21	0	21	5月1日
			②	5	0	5	5月1日
	丹波	事業所		7	0	7	5月7日
計			4ヶ所	42	0	42	
			内5月以降新規分	4ヶ所	42	0	42
学校等	神戸	高等学校		5	4	1	4月13日
		小学校		7	6	1	4月21日
		特別支援学校		11	2	9	4月25日
	明石	高等学校		18	18	0	4月26日
	加東	高等学校		7	7	0	4月21日
計			5ヶ所	48	37	11	
			内5月以降新規分	0ヶ所	0	0	0
その他	芦屋	兵庫県警察学校		92	0	92	4月14日
	加古川	播磨社会復帰促進センター		10	7	3	4月23日
	計			2ヶ所	102	7	95
			内5月以降新規分	0ヶ所	0	0	0
合計			40ヶ所	830	487	343	
			内5月以降新規分	9ヶ所	97	34	63

【参考】11月以降に発生したクラスターの発生件数及び陽性者数

累計	11月～2月		3月以降	
	発生件数	陽性者数	発生件数	陽性者数
医療機関	45	1818	16	257
福祉施設	58	1206	43	884
事業所	9	137	18	174
学校	24	247	28	300
飲食店	10	84	2	17
その他	7	73	5	146
合計	153	3,565	112	1,778

3 国の新たな感染状況のステージの指標

	医療提供体制等の負荷				感染の状況			
	①病床のひっ迫具合 ^{注2}			②療養者数	③PCR陽性率	④新規報告数	⑥感染経路不明割合	
	入院医療		重症者用病床					
ステージⅢ 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	最大確保病床数の占有率 20%以上	入院率 40%以下	最大確保病床数の占有率 20%以上	人口10万人当りの全療養者数 20人以上	5%	人口10万人当り(週間)の新規報告数が 15人以上	50%	
ステージⅣ 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	最大確保病床数の占有率 50%以上	入院率 25%以下	最大確保病床数の占有率 50%以上	人口10万人当りの全療養者数 30人以上	10%	人口10万人当り(週間)の新規報告数が 25人以上	50%	
兵庫県 (5月11日)	74.2%	16.7%	81.4%	84.0人	12.8%	49.0人	48.0%	
備考	入院者数 765人 確保病床数 1030床	入院者数 765人 全療養者数 4595人	入院者数(重症) 101人 確保病床数(重症) 124床	全療養者数 4595人 人口 5,466千人	陽性者数(直近1週間) 2681人 検査数(直近1週間) 20823件	患者数(直近1週間) 2681人 人口 5,466千人	感染経路不明者数(直近1週間) 1288人 患者数(直近1週間) 2681人	

3-2 国の新たな感染状況のステージの指標

単位	医療提供体制の負荷				感染の状況			新規患者数 (人)	1日当たり検査件数 (件)	直近1週間とその前1週間の比
	①医療の逼迫具合			②療養者数	③陽性者数/PCR等検査件数(週間)	④直近1週間の陽性者数	⑤感染経路不明の者の割合(週間)			
	入院医療		重症者用病床							
	確保病床使用率	入院率	確保病床使用率	人口10万人対	%	人口10万人対	%			
ステージⅢ指標	20%	40%	20%	20	5%	15	50%			
ステージⅣ指標	50%	25%	50%	30	10%	25	50%			
4月16日	79.3	18.1	67.2	67.5	13.5	48.1	50.4	510	2,984	1.52
4月17日	80.0	17.0	68.9	72.7	14.3	51.5	47.4	537	2,225	1.50
4月18日	79.6	17.0	69.8	72.0	15.4	54.7	47.5	401	2,379	1.58
4月19日	82.1	17.3	69.8	73.1	15.2	57.2	47.5	292	3,849	1.59
4月20日	82.5	16.8	76.7	75.8	15.5	57.8	47.9	427	2,934	1.52
4月21日	84.2	17.8	75.0	72.9	15.5	58.9	49.2	563	3,302	1.42
4月22日	85.1	17.2	75.8	76.0	15.2	59.9	49.3	545	3,777	1.34
4月23日	77.8	16.7	75.4	79.8	15.1	60.9	50.3	566	3,492	1.26
4月24日	77.9	16.2	75.4	82.5	15.1	62.6	51.5	629	2,803	1.21
4月25日	77.6	16.1	76.2	82.7	15.2	63.9	50.7	473	2,764	1.16
4月26日	78.1	16.1	78.8	83.3	15.3	64.2	50.3	309	3,869	1.12
4月27日	78.2	15.6	78.8	86.0	15.0	65.6	50.2	503	3,864	1.13
4月28日	79.3	15.3	76.2	89.0	14.8	66.3	50.0	599	3,763	1.12
4月29日	78.9	15.4	77.1	88.2	15.7	66.0	50.2	532	2,423	1.10
4月30日	79.2	15.5	79.6	87.7	15.0	61.8	48.3	333	2,938	1.01
5月1日	79.4	15.4	80.5	88.5	14.8	60.1	48.5	539	2,580	0.96
5月2日	80.1	14.9	74.5	92.3	15.3	61.3	49.8	537	2,399	0.95
5月3日	79.6	15.0	72.0	90.9	17.0	61.8	49.8	340	1,908	0.96
5月4日	78.7	14.8	71.1	91.0	17.8	58.7	48.0	332	2,033	0.89
5月5日	78.5	14.4	74.5	93.6	17.8	53.7	45.5	327	2,182	0.81
5月6日	80.4	15.0	83.0	92.1	16.4	49.1	44.4	281	2,291	0.74
5月7日	74.3	15.1	76.6	93.1	17.0	52.1	47.9	493	3,343	0.84
5月8日	74.5	15.4	77.4	91.6	16.8	52.6	48.8	567	2,879	0.87
5月9日	74.8	15.4	79.0	91.8	15.3	49.4	47.4	365	2,999	0.80
5月10日	73.1	16.1	73.3	85.6	13.7	48.2	46.9	271	3,409	0.77
5月11日	74.2	16.7	81.4	84.0	12.8	49.0	48.0	377	3,720	0.83

※「⑤感染経路の不明率」は速報値で集計

※療養者数は入院数、宿泊療養数、入院調整数、その他医療機関・福祉施設等(保健所設置市の自宅療養含む。)の合計

4 陽性患者数・人口10万人あたり人数

(人)

区分	直近1週間患者数 (5/5～5/11)	人口10万人あたり人数	前週比
兵庫県	2,681	③ 49.0	0.83

【参考：主要都府県及び関西府県等の陽性患者数・人口10万人あたり人数】

(人)

区分	直近1週間患者数 (5/5～5/11)	人口10万人あたり人数	前週比	
全 国	39,402	31.2	1.06	
緊急事態宣言区域	東京都	5,770	41.4	0.97
	大阪府	5,955	① 67.6	0.79
	京都府	860	33.2	0.89
	愛知県(12日～)	3,006	39.8	☆ 1.30
	福岡県(12日～)	2,891	② 56.6	☆ 1.21
まん延防止重点措置区域	北海道	2,488	47.3	☆ 1.66
	埼玉県	1,579	21.4	1.02
	千葉県	934	14.9	0.90
	神奈川県	1,760	19.1	1.02
	岐阜県	749	37.6	☆ 1.77
	三重県	286	16.0	0.87
	愛媛県	137	10.2	0.77
	沖縄県	548	37.7	☆ 1.21

自宅待機・療養中、宿泊療養中の死亡者の状況について

1. 期 間 令和3年3月1日から令和3年4月30日

2. 死亡者数 19人（総患者数 13,532人）

3. 内訳

（保健所別）

保健所別	県	神戸	尼崎	姫路	西宮	明石	計
	3	4	4	0	1	7	19
割合	15.8%	21.1%	21.1%	0.0%	5.3%	36.8%	100.0%

（男女/年齢別）

内訳	40代	50代	60代	70代	80代	計
男	1		1	4	4	10
女	1	1		2	4	8
計	2	1	1	6	8	18
割合	11.1%	5.6%	5.6%	33.3%	44.4%	100.0%

※ 年代、性別非公表1名

（背景別）

保健所別		県	神戸	尼崎	姫路	西宮	明石	計	割合
死亡後の検査で陽性が判明した者		1	0	0	0	1	1	3	15.8%
	自宅で死亡確認	1				1		2	
	医療機関（救急搬送）で死亡確認						1	1	
陽性確定後に死亡した者		2	4	4	0	0	6	16	84.2%
自宅待機	容体急変で死亡した者（医療支援有）		2	4			3	9	
	容体急変で死亡した者（入院を希望せず）		1					1	
自宅療養	家族の意向で自宅で看取りとなった者	1					2	3	
	コロナ外死亡（事故等）した者	1						1	
	救急搬送され死亡したもの（医療支援有）						1	1	
宿泊療養	宿泊療養施設で死亡した者		1					1	
計		3	4	4	0	1	7	19	
割合		15.8%	21.1%	21.1%	0.0%	5.3%	36.8%	100.0%	

兵庫県への看護師・保健師の応援派遣について

本県の要請を踏まえ、厚生労働省・全国知事会の調整により、下記のとおり看護師・保健師が県及び医療機関から兵庫県へ派遣可能との回答を得、順次、派遣受入れに向けた調整を行っている。

1 看護師(39名)

(1) 派遣受入期間

5月4日(火)以降、6月中旬までを予定

(2) 業務内容

新型コロナウイルス患者受入病院の重症及び中等症病床等における看護

(3) 派遣元内訳

派遣元	合計	
	病院数	派遣人数
大学病院	14	23
公立学校共済組合	3	4
国立病院機構(NHO)	2	2
その他	6	10
合計	25	39

※派遣可能人数は派遣期間内の実人数であり、それぞれの看護師の開始日、日数等は異なる。

(4) 当面の派遣先

4病院へ15人の派遣が確定しており、順次派遣受入れを調整

派遣先病院	派遣人数
神戸市立医療センター中央市民病院	7
神戸市立医療センター西市民病院	4
神戸大学医学部附属病院	2
明石市立市民病院	2
合計	15

2 保健師(15名)

(1) 派遣受入期間

5月10日(月)～5月31日(月)

(2) 業務内容

保健所等における疫学調査、自宅待機者・療養者の健康観察等

(3) 派遣元・派遣先内訳

派遣元	派遣人数
宮城県	3
福井県	2
富山県	2
高知県	6
鳥取県	2
合計	15

派遣先	派遣人数
県(宝塚健康福祉事務所)	2
県(伊丹健康福祉事務所)	3
神戸市	2
西宮市	6
姫路市	2
合計	15

令和3年5月12日

各社会福祉施設事業者 様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三

感染防止対策の徹底について

平素は、新型コロナウイルス感染症対策に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

県内の新規感染者数は、依然として連日 300 人以上、一週間平均約 400 人に達し、入院できずに施設や自宅で待機となる方が約 1,200 人に上り、医療提供体制のひっ迫が続き、通常医療にも影響が及んでいます。

また、高齢者施設においては、各地でクラスターが発生し、亡くなられた方もいます。

これ以上の感染拡大を阻止し収束させていくためにも、今一度、「発生させない」との強い自覚を持って、責任ある取組の徹底をお願いします。

記

- 1 従事者の体調管理、換気の徹底、消毒液の設置、マスクの着用など基本的な感染対策を徹底すること
- 2 従事者自身は無症状であっても、家族に症状がある場合や PCR 検査を受けている場合は、当該従事者の出勤を控えさせること
- 3 高齢者施設、障害者施設における、職員等の積極的な PCR 検査を実施すること
- 4 ショートステイやデイサービス等の通所利用者については、施設利用前に、利用者の家族に症状の有無や PCR 検査を受けているかを確認するなど、ウイルスを施設に持ち込ませないよう十分配慮すること
- 5 施設内で感染が疑われる事案（発熱など）が発生した場合は、ただちに保健所に連絡し、指示に従うこと
- 6 症状を訴える利用者がいた場合、発熱の状況や居室等の利用状況などを記録し、保健所の調査に協力すること

「ひょうご女性サポートホットライン～ここふれ～」の設置について

新型コロナウイルス感染症の影響は、労働問題、経済問題、家庭問題や健康問題など多岐にわたっており、とりわけ女性は、雇い止めや解雇による収入の減少に加えてDVや介護問題にも直面し、自殺リスクがさらに高まっていくことが懸念されています。

このことから、女性が抱える生活上の悩みや就労に向けたアドバイス、医師等の専門家によるメンタルヘルスにも対応した相談を開設し、コロナ禍でも女性が生きることをあきらめない相談支援体制を整えるための相談窓口を下記のとおり設置します。

記

1 開設日

令和3年5月18日（火）

2 開設時間

火～土曜日 9：00～12：00（※祝日、年末年始を除く。）

3 電話番号

0120-62-3588（フリーダイヤル）

4 委託先

NPO法人 ※ 通常業務への影響があるため、事業者名は非公表とします。

5 対象者

兵庫県内在住の女性

6 その他

相談の名称「～ここふれ～」とは、「こころのフレイル（frail:脆弱）の防止と「こころのふれあい」にちなみ、愛称として「ここふれ」としました（造語）。

※ 「ひょうご女性サポートホットライン～ここふれ～」チラシを添付

女性のための電話相談

ひょうご女性サポート
ホットライン
～ここふれ～

女性の相談員が
対応します

匿名で相談も可能
秘密は厳守します

毎週火～土曜日 9:00～12:00

0120-62-3588

※年末年始、祝祭日除く

誰に相談したらいいかわからず
困っていませんか？

- コロナなどにより日常的に不安や孤独を感じる ...
- 働きたいけど働き口がない、生活が苦しい ...
- パートナーからDVを受けているかもしれない ...
- 学校に行きたいけど行けない ...
- 子育てに悩んでいる ...

新型コロナウイルス感染症の影響などによる
様々な不安や悩みをかかえている女性の相談
をお受けします。

お仕事やお金のことなど日常生活での不安に
ついてお話を伺うほか、専門相談機関の情報
提供や対面相談に繋ぐことができます。

サンリッチオレンジ ひまわり

サンリッチオレンジ ひまわりの花言葉は「未来を見つめて」です。
話すことで一歩踏み出せるかもしれません。
そんなあなたに贈りたい花です。

<http://cocofure.com>

この電話相談は兵庫県の委託によるもので、兵庫県民を対象としています



緊急事態措置の延長に係る飲食店等に対する協力金

1 対象者

県からの休業又は時短営業の要請に協力いただいた店舗を運営する事業者

2 支給額等

項目	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金
要請期間	令和3年4月25日（日）～ <u>5月31日（月）</u>
対象区域	県内全域
対象施設	飲食店等（バー、スナック含む）、カラオケ店、結婚式場 * 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗等に限る
対象要件	① 酒類及びカラオケの提供（酒類の持ち込みを含む）をやめること ② 休業、又は通常、午後8時以降も営業している店舗が営業時間を午前5時から午後8時までに短縮すること
支給金額	1日当たり4～20万円/店舗×休業・時短営業日数 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> <p><中小企業> 前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて単価決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10万円以下の店舗：4万円 ・ 10～25万円の店舗：（前年度等の1日当たり売上高）×0.4の額 ・ 25万円以上の店舗：10万円 </div> <div style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</div> </div> <p><大企業> 1日当たり売上高の減少額×0.4（上限20万円） （中小企業もこの方式を選択可）</p>

[参考：4月以降の時短協力金の支給地域・対象時期等]

区域	4/1～	4/5～	4/22～	4/25～5/31
神戸・阪神南地域		[まん延防止等重点措置] @4～20万円×時短営業日数		[緊急事態措置] @4～20万円 ×休業・時短営業日数
阪神北地域・明石市	[県による時短要請] @4万円×時短営業日数			
東播磨（明石市除く）・ 中播磨地域			@2.5～20万円 ×時短営業日数	
北播磨・西播磨・但馬・ 丹波・淡路地域				

緊急事態措置の延長に係る大規模施設等に対する協力金

1 対象施設及び支給対象

(1) 多数利用施設

種類	施設の例	支給対象
映画館等 商業施設 運動・遊技施設 遊興施設(飲食店除く) 博物館等 サービス業	映画館、プラネタリウム 等 大規模小売店等(生活必需品除く) 体育館、ボウリング場 等 個室ビデオ店 等 博物館、美術館、動物園 等 生活必需品以外の店舗	当該大規模施設 及び テナント事業・出店者

(2) イベント関連施設

種類	施設の例	支給対象
劇場等 集会・展示施設 ホテル・旅館 運動施設(屋外施設等) 遊技施設	劇場、観覧場 等 公会堂、貸会議室 等 ホテル、旅館の集会の用に供する部分 野球場、ゴルフ場 等 テーマパーク、遊園地 等	テナント事業者・出店者

2 協力金の概要

区分	大規模施設	テナント事業者・出店者
要請期間	令和3年4月25日(日)～5月31日(月)	
対象区域	県内全域	
要請内容	(1) 令和3年4月25日(日)～5月11日(火) ①大規模施設(1,000㎡超)：休業要請 ②イベント関連施設：無観客開催の要請 (2) 令和3年5月12日(水)～5月31日(月) ①大規模施設(1,000㎡超) 【土・日(6日間)】休業要請(運動施設、博物館・美術館は時短要請のみ) 【平日(14日間)】時短要請(営業時間19時まで)	
対象施設	上記の要請に応じた1,000㎡超の施設	上記の要請に応じた1,000㎡超の施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等
支給金額	【休業分】 休業面積1,000㎡毎に20万円/日 (上限検討中)	【休業分】 休業面積100㎡毎に2万円/日 (上限検討中)
	【時短分】 国の基準に基づく協力金(上記に基づき算出した額に「本来の営業終了時間－20時/本来の営業時間」を乗じた額)を支給	

催物の開催制限（留意事項）について

1 催物の開催制限の目安等

- 人数上限 5,000 人、かつ、収容定員 50%以内、収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離(1m)を確保することを要請
- 祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、中止を含めて慎重に検討することを要請
- 催物開催に当たっては、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底することとし、その対策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断することを要請
- 催物の主催者等に対し、参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底することを要請

2 営業時間短縮等の要請

- 2 1 時までの営業時間短縮を要請
※オンライン配信の場合は、営業時間短縮は不要

3 チケット販売の取扱い

- 5 月 1 2 日以降に販売開始されるものは、上記 1 及び 2 の要請を満たすこと

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

兵庫県では、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態措置区域となったことから、医療・検査体制、外出自粛、中小企業支援など多岐にわたる対策を取りまとめた対処方針（以下「本方針」という。）を策定し、新型コロナウイルス対策の全体像を県民に明らかにしながら、緊急事態措置等を実施した。

令和2年5月21日に緊急事態措置区域を解除された後も、患者発生状況や分析結果等を踏まえて本方針を順次改定し、対策を積み重ねてきた。

令和3年1月13日、特措法第32条第3項に基づき、再び緊急事態措置区域となったことから、本方針に基づき、緊急事態措置を実施してきた。

令和3年2月28日をもって、本県は緊急事態措置実施区域から解除されたが、再び感染が拡大し、令和3年4月5日からまん延防止等重点措置を実施している。しかし、感染の急拡大が収まらない状況であるため、令和3年4月21日に政府へ緊急事態宣言の発出を要請し、4月23日、本県が特措法32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域とされたことから、以下の緊急事態措置を実施する。

I 区 域

兵庫県全域

II 期 間

緊急事態措置実施期間	令和2年4月7日～令和2年5月21日 令和3年1月14日～令和3年2月28日
まん延防止等重点措置実施期間	令和3年4月5日～令和3年4月24日
緊急事態措置実施期間	令和3年4月25日～令和3年5月31日

III 措 置

1 医療体制

(1) 入院体制

① 病床の確保

- 重症対応124床、中等症685床、軽症221床の計1,030床を確保した。運用病床を順次拡大するとともに、1,200床程度の体制構築を目指す。
- 空床補償経費について独自の上乗せを行うとともに、入院治療を行う医療機関に対し入院患者受入の支援を行う。
- 人工呼吸器や個人防護服等の整備を支援する。
- 厚生労働省・全国知事会と調整し、重症対応病院等への看護師の応援派遣（39名）を受入れる。

② 重症者への対応

- 県立加古川医療センターを県内全域の患者に対応する「新型コロナウイルス感染症拠点病院」、神戸市立医療センター中央市民病院・県立尼崎総合医療センターを重症患者等に対応する「新型コロナウイルス感染症重症等特定病院」に位置づける。

- 県立加古川医療センターにおいて、臨時の重症専用病棟を活用し、併せて人材育成にも活用する。
- 中等症患者の診療体制の充実と重症対応医療機関の負担軽減を図るため、最新の知見に基づく標準治療を周知する。

③転院の促進

- 重症対応医療機関から中軽症対応医療機関等への転院促進及び入院対応医療機関から宿泊療養施設への転送を促進する。
- 県病院協会・県民間病院協会に看護師等を配置した「転院支援窓口」を設置し、医療機関の地域連携室等と連携し回復者の転院受入を促進する（受入登録病院：193 病院）。
- 入院対応医療機関から一般医療機関への転院を促進するため、転院受入支援（1 名受入あたり 10 万円）を実施する。

④精神科医療への対応

- 感染管理認定看護師等の派遣による感染症対策研修を実施する。
- 感染者発生時、感染症専門医・感染管理認定看護師による感染拡大防止対策指導や陽性者への治療支援を行う。

⑤その他

- がん患者、透析患者、障害児者、妊産婦・小児の患者などは特に配慮する。
- 医療機関における面会等について、感染を防ぐため、直接面会の自粛を要請する。

(2) 無症状者や軽症者への対応

①基本的な方針

- 無症状者や軽症者については、当面の間、宿泊療養及び自宅療養を基本に対応する。なお、療養場所については、概ね下表の区分を目安とするが、具体の対応については、例えば、基礎疾患がある者、妊婦、食事制限が必要な者等個別の状況に応じて判断。

区 分	対 象 患 者
入 院	中等症以上の者。特に中等症Ⅱ（SpO ₂ ≤93%、酸素投与が必要）以上の者は優先して入院
宿泊療養	無症状または軽症者
医療強化型	65 歳未満で呼吸不全のない中等症患者、もしくは 65 歳以上の軽症者
自宅療養	65 歳未満の無症状または軽症者等で自宅において感染対策が行える者

②宿泊療養施設の確保

- 現在 1,165 室の運用を行っている。5 月 11 日から神戸市内に確保した 1 施設（160 室）の運用を開始する。さらに、1,500 室程度の体制構築に向け、新たに神戸市内に確保した 1 施設（150 室程度）を 5 月中旬の運用開始に向けて準備を進める。
- 患者搬送力の強化、調整事務スタッフの充実、運営体制の強化により、宿泊療養施設の稼働率の更なる向上を図る。
- オンコール医師等の対応に加え、兵庫県医師会協力の下、医師派遣施設を 3 施設（神戸・西宮・姫路）設置している。さらに、兵庫県医師会・兵庫県薬剤師会と協議を進め、宿泊療養施設への往診・調剤等を行う体制を構築する等、医療ケアのさらなる充実を図る。

(3) 円滑な入院調整等の実施

- 各保健所による入院調整を基本としつつ、圏域を越える入院等各保健所の依頼により、新型コロナウイルス入院コーディネートセンター（CCC-hyogo）が症状に応じた適切な入院調整もしくは宿泊療養調整を行う。
- 医師（災害医療コーディネーター）及び調整事務スタッフ（看護系大学の教員等）の充実により、入院調整機能を強化する。

(4) 自宅待機者等に対するフォローアップ体制の強化

- 家庭訪問による継続した健康観察等を行うなど、症状をふまえた的確な対応を行う。
 - ・感染予防対策の周知徹底、アプリを活用した健康観察、相談対応
 - ・高齢者や基礎疾患を有するなど特に注意が必要な方には、パルスオキシメーター等を活用した家庭訪問による健康観察を行う。
- 保健所等が指示した往診を実施した医療機関へ支援（1日当たり50,000円）を行うとともに、必要に応じて食料品・衛生資材等の配布やパルスオキシメーターの貸出を行う。

(5) 自宅療養の実施

- 医療機関等の負担を軽減するため、当面の対応として、自宅療養を実施する。

(6) 外来医療体制の強化

- 帰国者・接触者外来を75機関設置している。発熱等診療・検査医療機関1,181ヶ所を指定している。
- かかりつけ医等地域の身近な医療機関に電話相談し、指示に従って受診すること、かかりつけ医等がない時は「発熱等受診・相談センター（健康福祉事務所・保健所）」や「新型コロナ健康相談コールセンター（全県）」へ相談することを呼びかける。特に発熱や咳などの比較的軽い症状でも、高齢者や基礎疾患を有する者は早めの相談を呼びかける。

(7) 検査体制の強化

- 衛生研究所、民間検査機関、帰国者・接触者外来へのPCR検査機器購入支援などにより、検査体制の充実を図り、7,080件/日の検査件数を確保している。
- 県立健康科学研究所では、自施設で検査した陽性検体のCt値30以下の検体について変異株PCR検査を実施している。ゲノム解析も実施している。
- 保健所を介さず検査を行う「地域外来・検査センター」を8ヶ所開設している。
- 抗原検査について、救急患者の早期診断やインフルエンザの流行期における発熱患者への検査等に活用する。また、抗体検査については、正確な感染状況の把握に資するため、神戸大学と協力して研究を推進する。

【PCR検査体制】

区 分		現状（件）	従前（件）
衛生研究所等	兵庫県	700	700
	保健所設置市	685	685
	小 計	1,385	1,385
民間検査機関		2,440	2,440
医療機関		3,255	2,375
合 計		7,080	6,200

(8) 幅広い検査の実施

- 医療機関や社会福祉施設、学校などで陽性者が確認され、感染の拡がりや疑われるなど、クラスター（集団感染）の発生が懸念される場合には、濃厚接触者以外にも幅広く関係者を対象として検査を実施する。
- 特に社会福祉施設等では、職員・入所者等で発熱や呼吸器症状等を呈している場合は、陽性者の有無に関わらず、幅広く迅速かつ積極的に検査を実施する。更に、希望する社会福祉施設等を対象として、新規就労職員及び新規入所者（ショートステイも含む）に対してPCR検査を実施する。
- 感染多数地域の高齢者入所施設の従事者を対象とする集中的検査の範囲を拡大し、県内全域（保健所設置市を除く）の高齢者・障害者入所施設の従事者を対象とした集中的検査を6月末までに実施する。
- 再度の感染拡大の予防を早期に探知するため、政府（内閣官房）が市中（商店街、ショッピングモール、駅、民間事業所等）において実施するモニタリング検査に協力する。

(9) ワクチン接種の推進

- 新型コロナウイルスワクチンについて、迅速かつ円滑な接種体制の構築が図れるよう、医師会、市町等と連携・調整を行う。
- 県が調整主体となる医療従事者向け優先接種について、接種施設の確保、地域の中核医療機関への業務に対する支援、統一的なオンライン予約システムの構築等に努める。

(10) 医療用マスク・防護服等の確保

- 医療機関に代わり県において医療用マスク及び防護服等について、概ね6ヶ月分の使用量相当を確保している。
- 発熱等診療・検査医療機関に対し、緊急時においては国から必要な医療資機材（サージカルマスク、ガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋）が提供されることとなっており、状況に応じて県からも提供する。

(11) 感染者受入医療機関等への支援

- 県・市町（神戸市を除く）の協働により、「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」を兵庫県健康財団に創設し、医療機関関係者等に対し、寄附による勤務環境改善等を行う（令和2年10月に医療機関へ第1次配分済）。
- 感染者及び疑似症患者への入院治療を行う医療機関に対する運営に要する経費（入院患者1人あたり12,000円/日）を支援する。
- 感染者等への対応業務に従事した県立病院等職員に対する特殊勤務手当を増額する（日額300円→3,000円、感染者等の身体に直接接触する作業等の場合は4,000円）。

(12) 保健所体制の強化

- 感染対策に資する改修や検査体制の充実、患者移送車等の整備等を図る。
- 県・関係機関等や県民局（センター）からの応援体制を構築するとともに、民間派遣を活用した応援チームによる支援を行う。
- 他県からの保健師応援派遣を受け入れ、疫学調査や自宅待機者・療養者の健康観察業務を実施（5月10日から5月31日まで15名）。
- 兵庫県看護系大学協議会の協力の下、大学教員の支援を得る。

(13) 保健師バンクの機能強化

- 災害時等派遣保健師名簿を作成し、保健師バンクの機能強化を図る。

(14) 海外からの帰国者への対応

- 次の事項を海外からの帰国者に呼びかける。
 - ・指定された場所（自宅など）での14日間の待機
 - ・保健所等による健康観察への協力
 - ・発熱等受診・相談センター（健康福祉事務所・保健所等）への相談
 - ・入国制限がなされている国や地域以外の帰国者から住所地所在の保健所への連絡

(15) 風評被害対策等

- 次の事項を医療や介護など関係者への感謝とともに県民に呼びかける。
 - ・感染症に対する正しい知識や理解を深め、憶測やデマなどに惑わされないようにするとともに、医療関係者、患者関係者などへの風評被害・差別を防止することにより、感染者や濃厚接触者などが保健所の調査に協力できるようにすること
 - ・食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないよう、冷静に対応すること

2 学校等

(1) 公立学校

【県立学校】

①教育活動【令和3年5月12日～令和3年5月31日】

- 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで、行う。
- 県外活動（修学旅行を含む）は行わない。ただし、令和2年度から延期している修学旅行及び既に計画済の修学旅行については、旅行先の都道府県が発表する感染状況などを踏まえ、各学校で実施の可否を判断する。
- 校外から大人数を呼び込むような校内行事（オープンハイスクール、学校説明会、授業参観等）は、原則自粛とするが、各学校の実情を踏まえ、各学校で実施の可否を判断する。
- なお、今後の感染状況によっては、部活動を含め、活動エリア等を検討する。

○感染防止対策

〔登下校時・出勤時〕

- ・児童生徒の健康観察を徹底し、同居家族に発熱等の症状やPCR検査を受けている場合も登校させない。（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）出席停止期間中には、ICTの活用も含めた学習支援に配慮する。
- ・教職員の健康管理を徹底し、同居家族に発熱等の症状がある場合も出勤を見合わせる（特別休暇）
- ・登下校時（交通機関内を含め）のマスク着用とマスクをはずしての会話を行わないことを徹底する。
- ・校内の感染状況に応じ、分散登校や時差登校を検討する。

〔教育活動時〕

- ・感染リスクの高いとされている活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどを徹底する。
- ・各教室での可能な限りの間隔を確保する。
- ・マスクの着用を徹底する。必要に応じてフェイスシールドを着用する。
- ・毎日の検温と手洗いを徹底する。
- ・教室、職員室、教科準備室、更衣室等は、適切な温度管理等に留意した換気、消毒を実施する。

- ・食事をする場所は、飛沫を飛ばさない席の配置や飛沫対策パーティションを設置する。食事中はマスクをはずしての会話は行わない。
- ・児童生徒・教職員に対し、不要不急の外出自粛を呼びかける。 等

〔その他〕

- ・学習塾など習い事は、事業者が実施している感染防止対策を遵守する。
- ・学習塾など習い事は、本人に加え、家族に発熱等の風邪症状がある場合やPCR検査受診者がいる場合は参加しない。
- ・学習塾など習い事への行き帰りには、マスクの着用を徹底する。
- ・コンビニでの飲食、会話などは避け、速やかに帰宅する。

②部活動

【令和3年5月12日～令和3年5月31日】

○平日(4日)は、十分な感染防止対策を実施したうえで、校内(活動拠点が無い場合は当該施設含む)のみ活動を実施する。なお、練習試合、合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。

活動時間は2時間以内とする。

○土日は、原則休止とする。

ただし、高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会(その予選を含む)及び国民体育大会(その予選を含む)への参加は可とする。

また、大会等参加に伴う練習を行う場合は、大会初日の3週間前からとする。その際、感染防止対策(教育活動における感染防止対策を含む)を徹底のうえ、以下のとおりとする。

- ・活動場所は、校内(活動拠点が無い場合は当該施設含む)のみの活動とする。
- ・活動時間は、土日のいずれか1日で3時間以内とする。
- ・公式大会に合同で参加する場合、または、公式大会に向けて自校単独では練習試合ができない場合のみ、他校と合同による練習を可とする。
- ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。

※高体連、中体連、高文連及び高野連等に対して、公式大会において事前の健康管理や、試合時以外のマスク着用の徹底、観戦場所の密を避けるなど感染防止対策を参加校に遵守するよう強力に指導することを要請する。

③心のケア

○きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、心身の健康に適切に対応する。

- ・児童生徒の状況把握(個人面談等の機会の拡充等)
- ・児童生徒の心のケアアンケート調査の継続検討
- ・SNS 悩み相談の拡充(令和3年5月31日まで)(17:00～21:00 → 16:00～22:00)
- ・キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進
- ・通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援
- ・経済的困窮に配慮し、女性用品を県立学校に配備

【市町立学校・園(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園)】

○設置者に対し、感染状況を踏まえ適切な学校運営を依頼する。また、1人1台端末の持ち帰りなど、児童生徒の家庭学習支援を呼びかける。

〔感染時における対応〕

- 感染者、濃厚接触者及び体調不良者（以下、感染者等）が発生した場合、保健所の指示に従って、感染者等の出席停止（教職員は特別休暇）及び消毒等の対応を行う。なお、学級に複数の感染者等が発生した場合は学級単位、この状況が複数の学級で生じた場合は、学年・学校単位での臨時休業の実施を検討する。
- 広域的な感染防止対応が必要となった場合の地域における臨時休業については、国の動向、県全体の感染防止対応とともに学習機会の確保など総合的に判断したうえ、県立学校は基本的に学区単位、市町立学校は市町単位又は県民局・県民センター単位でのエリアで実施の可否を検討する。

(2) 県内大学

【感染防止対策強化の要請】

①授業形態

- オンライン授業を積極的に活用する。

※対面授業の実施の際の感染防止対策の強化

- ・ キャンパス・校舎内や通学時等のマスク着用の徹底、時差通学の推進

②部活動・サークル活動

- 部活動・サークル活動は、実施しない

- ただし、下記※の大会への参加及び当該大会への参加に向けて、大学等が必要と判断し、活動を行う場合には、以下を遵守

- ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない
- ・更衣室・部室でのミーティング時、試合等における部員の応援時にはマスクを着用
- ・近距離で飛沫が飛ぶ接触は避ける

- ※中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）（参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること）

③外出・飲食

- 学生・教職員に対し、以下の点の徹底を図る。

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛の徹底
- ・感染防止対策を講じていない施設の利用の自粛
- ・飲食店、路上や公園等での飲酒はしない
- ・会話の際は、マスク等により飛沫を防止
- ・学生食堂等では、マスクを外しての会話を控え、食事後は速やかに退出
- ・学生食堂等の学内の飲食施設では、座席配置の工夫、アクリル板の設置等による感染防止対策の徹底

④学生への呼びかけ

- 教育活動の場（授業の開始・終了時、学生一人ひとりへのメール送付等）において、知事メッセージや学生向け動画等を配付・送信すること等により、感染防止対策の徹底を学生に強く呼びかける。

【学生への支援】

- 国の修学支援新制度における家計急変時の授業料・入学金減免、給付型奨学金支給を行う（急変後の所得見込により住民税非課税世帯・これに準ずる世帯となる学生が対象）。

- ・兵庫県私費外国人留学生奨学金の給付、アルバイト収入の大幅な減少等により経済的に困窮する私費外国人留学生に対する緊急奨学金の給付（月3万円）（大学、短大、高専、専門学校日本語学科）
- ・県立大学においては、上記に加え、独自の授業料等の減免の拡充（入学金等の対象追加）、家計急変時の授業料等減免（急変後の所得見込により判定（4人世帯の場合は約500万円未満が目安）、授業料の納付猶予・分納等を実施
- ・就職が困難となっている学生や既卒者等を支援するため、大学連携組織（大学コンソーシアムひょうご神戸）を活用した県内大学生の地元就職促進事業を実施

(3) 高専、私立学校（幼小中高・専修学校・各種学校）

- 私立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校に対し、県立学校と同様の感染防止対策の徹底を要請する。
- 高専、専修学校・各種学校に対し、県内大学と同様の感染防止対策の徹底を要請する。
- 私立専門学校の授業料減免支援（減免額の1/3）を行い、学生の経済的負担を軽減する。

3 社会教育施設等

【令和3年5月12日～令和3年5月31日】

- 県立施設については、感染防止対策を実施した上で開館する。
- 感染防止対策
 - ・催物の開催制限及び開館時間短縮については、対処方針の「イベントの開催自粛要請」及び「施設の使用制限」の徹底
 - ・事前予約などによる来館者の入場制限の徹底
 - ・発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
 - ・発熱チェック
 - ・マスク装着の徹底、消毒液の設置
 - ・演者と観客との一定の距離の確保（最低2m）
 - ・密閉・密集・密接状態の回避（休憩時間・回数増、換気など）
 - ・入館者の氏名・連絡先等の把握
 - ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」QRコードの掲示と来館者への登録呼びかけ 等

4 社会福祉施設

(1) 高齢者施設、障害者施設等

①職員

- 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請する。
- 各施設団体からも注意喚起を行うとともに、「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用するとともに、施設の職員等及び施設等と関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等の徹底を要請する。
- 感染管理認定看護師等の派遣等による感染症対策研修を実施する。
- 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。

②利用者

- 面会者からの感染を防ぐため、自宅と施設間でのオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止することを要請する。実施する場合も、回数・人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底する。

○原則、利用者の外泊・外出の自粛を要請する。利用者及び家族の QOL を考慮して外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策の徹底を要請する。

③施設等への支援

○退院後の社会福祉施設への円滑な受入を促進するため、退院基準満了証明の交付や受入施設への支援金（1名受入あたり10万円）を支給する。

○入所者が感染した場合、入院又は宿泊施設での療養を原則とするが、患者の状況や入院調整の状況等によっては、当該施設において療養することもあり得るものとし、患者を健康管理する当該施設に対し、サービス継続支援事業等で賄えない経費について、医師の配置等、適切な健康管理体制の確保に必要な経費を支援する。

・対象経費 健康管理にかかる医師、看護師等人件費、従事者宿泊費、防護具等
感染者1人あたり25万円

○訪問介護等既に利用中のサービスがある場合は、当該サービス提供事業所によるサービス継続等により支援する。新たにサービスが必要となる場合には、市町、介護支援専門員、相談支援専門員、訪問看護・介護事業者等関係者が連携し、必要なサービスを提供する。いずれの場合も、必要となるかかり増し経費に加え、協力金を支給する。

・1日あたり協力金 訪問看護52,000円 訪問介護38,000円 等

○概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。

○感染者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する。

○感染拡大防止対策に資する衛生用品の確保や外部専門家等による研修等の支援を行う。

(2) 保育所（幼保連携・保育所型認定こども園を含む）・放課後児童クラブ

○感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の実施を要請する。

○団体からも注意喚起を行うとともに、「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用する。

○職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。

○保育所において、感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設からの職員派遣の仕組みを運用する。

5 県立都市公園等

○県立都市公園等（下記の施設を含む）は、感染防止対策を施した上で開園する。

・公園内への持ち込み飲酒や食事は禁止する。

・公園内の各施設については、施設毎の使用制限を遵守する。

〔 県立公園あわじ花さじき、県立フラワーセンター、但馬牧場公園、三木山森林公園、各ふるさとの森公園、楽農生活センター、六甲山ビジターセンター 〕

○県管理の河川、ダム、海岸及び港湾について、緊急事態宣言延長後、閉鎖していた駐車場は開放する。なお、引き続き、看板等の設置により、感染リスクが高いとされる行動を自粛するよう要請は継続する。

6 公共交通・高速道路等を利用した移動の抑制

○交通事業者（鉄道・バス）に対して、緊急事態措置の実施期間における終電の繰上げ等の協力を依頼する。

- 播但連絡道路について、緊急事態措置の実施期間における土日の休日割引は適用せず、基本料金を徴収する。

7 外出自粛等の要請（法第45条第1項等）

(1) 不要不急の外出自粛等

- 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動すること、特に大阪・東京など県境を越えた感染拡大地域への往来自粛を要請する。
- 時短要請時間外に飲食店等にみだりに出入りしないこと（飲食店等への見回り等を実施）、感染対策が徹底されていない飲食店等や酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店等の利用を厳に控えることを要請する。
- 酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等における飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請する。
- 大人数や長時間におよぶ飲食の自粛、会食等感染リスクの高い施設利用後は一定期間人との接触に注意する等により家庭内においても「人にうつさない行動」をとること、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加の自粛を要請する。

(2) 5つの場面の注意等

- 感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意する。
 - (a) 飲酒を伴う懇親会等
 - (b) 大人数や長時間におよぶ飲食
 - (c) マスクなしでの会話
 - (d) 狭い空間での共同生活
 - (e) 休憩室、喫煙所、更衣室等
- 感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）を推進する。
 - ・マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、「3密」（密閉・密集・密接）の回避等
 - ・特に、近距離の会話、移動中の車内でもマスクの着用を徹底すること
- 毎日の検温実施等自身の健康管理に留意し、発熱等症状のある場合には通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師等に相談する。
- こまめな換気や適度な保湿を行う。

(3) 家庭での感染防止対策

- リスクの高い行動の自粛や基本的な感染対策の徹底など「ウイルスを家庭に持ち込まない」行動をする。
- 帰宅後の手洗い、換気の実施、発熱者がいる場合の個室の確保や共有部分の消毒など「ウイルスを家庭内に広げない」行動をする。
- 毎日の検温など家族の健康管理、発熱など症状がある場合のかかりつけ医への相談など「ウイルスを家庭外に広げない」行動をする。

(4) 飲食等

- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛する。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避ける（若者グループについては、特に注意）。
- リスクの高い施設利用後の自身の体調や行動に注意する。
- 大声での会話、回し飲みを避ける。

- 会食は同居家族を除き、1グループ4人以内とし、長時間の飲食は控える。会話の際は扇子やマスク等により、飛沫を防止すること

(5) 追跡システム・接触確認アプリの利用

- クラスター発生のおそれがある時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナ追跡システム」を利用する。
- 国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」を登録する。

8 イベントの開催自粛要請等（法第24条第9項）

【令和3年5月12日～令和3年5月31日】

(1) 催物の開催制限の目安等

- 人数上限5,000人、かつ、収容定員50%以内、収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離(1m)を確保することを要請する。
- 祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができない催物については、中止を含めて慎重に検討することを要請する。
- 催物開催に当たっては、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底することとし、その対策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断することを要請する。
- 催物の主催者等に対し、参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底することを要請する。

(2) 営業時間短縮等の要請

- 21時までの営業時間短縮を要請する。
※オンライン配信の場合は、営業時間短縮は不要

(3) チケット販売の取扱い

- 5月12日以降に販売開始されるものは、上記(1)及び(2)の要請を満たすこと。

(4) 大規模イベント開催に係る事前相談

- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの開催を予定する場合には、必ず開催要件や感染防止対策等について県対策本部事務局との事前相談を行うよう要請する。

9 施設の使用制限等（法第45条第2項等）

【令和3年4月25日～令和3年5月31日】

- 県全域への業種別ガイドライン遵守の徹底を要請する。
- 飲食店等への休業要請・時短要請を行う。
 - ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（カラオケ店及び利用者による酒類の持込みを認めている飲食店を含む）への休業要請
 - ・酒類及びカラオケ設備を提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）しない飲食店等への時短要請（5時～20時）

〈施設の種類〉

飲食店	飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)
遊興施設	遊興施設(キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス等)(*1)のうち、食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている店舗(*2)

※ 酒類又はカラオケ設備を提供する食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場についても、同様の内容を要請

(*1) ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外。ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備使用の不可について協力依頼

(*2) カラオケ店については、食品衛生法の飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けていない店舗も要請対象

〈区域〉 全県

〈協力金支給額〉 1日当たり4～20万円/店舗×休業・時短営業日数

中小企業 前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて単価決定

10万円以下の店舗	4万円
10～25万円の店舗	(前年度等の1日当たり売上高)×0.4の額
25万円以上の店舗	10万円

大企業 1日当たりの売上高の減少額×0.4(上限20万円)

*中小企業もこの方式を選択可

※財源：国80%、県20%

○飲食店等へ、感染対策の徹底を要請する。

- ・従業員への検査勧奨
- ・入場者の感染防止のための整理・誘導
- ・発熱等の症状のある者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置
- ・事業を行う場所の消毒
- ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ・施設の換気
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
- ・CO₂センサー等の設置
- ・業種別ガイドラインの遵守

【令和3年5月12日～令和3年5月31日】

○多数利用施設等(特措法施行令第11条施設)への休業要請・時短要請等を行う。

【多数利用施設】(映画館等、商業施設、運動・遊技施設、遊興施設、サービス業、運動施設(屋内施設)、博物館等)

床面積が1,000㎡超

- ・土日の休業を要請(運動施設(屋内施設)、博物館等を除く。)
- ・平日20時までの営業時間短縮を要請(運動施設(屋内施設)、博物館等は土日も要請)
- ・平日19時までの営業時間短縮を協力要請(運動施設(屋内施設)、博物館等は土日も協力要請)
- ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請(映画館等、運動施設(屋内施設)、博物館等)
- ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可を要請

床面積が1,000㎡以下

- ・20時までの営業時間短縮を協力依頼
- ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可を要請

【イベント関連施設】(劇場等、集会・展示施設、ホテル・旅館の集会の用に供する部分、運動施設(屋外施設等)、テーマパーク・遊園地等)

- ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請
- ・イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請
(イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮を要請等)
- ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可を要請

・協力金支給額（財源：国 80%、県 20%）

区分	多数利用施設（1,000 m ² 超）	イベント関連施設（1,000 m ² 超）
支給対象	当該大規模施設及びテナント事業者	テナント事業者のみ
支給金額	<u>【休業分】（上限検討中）</u> 大規模施設：休業面積1,000 m ² 毎に20万円/日 テナント等：休業面積100 m ² 毎に2万円/日	<u>【休業分】（上限検討中）</u> 休業面積100 m ² 毎に2万円/日
	<u>【時短分】</u> 国の基準に基づく協力金(上記に基づき算出した額に「本来の営業終了時間－20時/本来の営業時間」を乗じた額を支給	

10 事業者への感染防止対策等の要請等（法第24条第9項）

- 業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底を促すとともに、関係団体を通じて協力を要請する。特に、接待を伴う飲食店及びその他の酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知徹底を行う。
- 飲食店に対し、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診を要請する。
- Go To Eat 参加飲食店においては、パーティション、アクリル板、テーブル等を利用し、利用客が家族や介助者等を除き「4人以下の単位」とする。あわせて、Go To Eat に参加しない飲食店に対しても、同様の協力を要請する。
- 医療機関に対し、医療従事者、患者等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 社会福祉施設に対し、職員、通所者等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 大学等に対し、教職員、学生等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示を要請する。
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、可能な限り QR コードのテーブルやカウンターなどでの掲示を要請する。
- 店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請する。
- 次の事項を事業者・関係団体に要請する。
 - ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
 - ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議等を推進
 ※県民が無料で利用できる「県民テレワークルーム」を本庁舎等に5カ所で開設中（期間：令和3年1月19日～、場所：本庁舎別館、新長田合同庁舎、尼崎・姫路・柏原総合庁舎）
 - ・接触機会低減等の取組を推進
 - ✓ ローテーション勤務・時差出勤等
 - ✓ 職場や寮における「3密」（密閉・密集・密接）の回避
 - ✓ 職場内の換気の励行、検温及びマスク着用の徹底
 - ✓ 発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除

11 事業活動への支援等

(1) 企業等の事業継続支援

① 中小企業融資制度による資金繰り支援

- ・ 融資目標額 8 千億円
- ・ 6 つの資金による支援

資金区分	限度額	概要
新型コロナウイルス感染症対応 資金(無利子・無保証料) (R2. 5. 1～R3. 5. 31)	6, 000 万円	当初 3 年間無利子、保証料軽減 限度額引上げ R2. 6. 22～ 3, 000 万円→4, 000 万円 R3. 1. 25～ 4, 000 万円→6, 000 万円
家賃等つなぎ融資枠	法 人：600 万円 個人事業主：300 万円	
新型コロナウイルス感染症 保証料応援資金 (R2. 6. 22～R3. 5. 31)	5, 000 万円	無利子資金を超える資金需要に対応 保証料 0. 8%を県が全額補助、利率 0. 7%
経営活性化資金 (R2. 3. 16～R3. 6. 30)	5, 000 万円	迅速な融資・保証審査
借換貸付 (R2. 3. 16～R3. 6. 30)	2 億 8, 000 万円	既往債務の返済負担を軽減、利率 0. 7%
危機対応貸付 (R2. 3. 16～R3. 6. 30)	2 億 8, 000 万円	危機関連保証を活用、利率 0. 7%
新型コロナウイルス対策貸付 (R2. 2. 25～当面の間実施)	2 億 8, 000 万円	セーフティネット保証を活用、利率 0. 7%

※実施期間の終期については、当面の予定

- ・ 信用保証における、事業者からの提出書類の簡素化、保証審査部門の体制強化などによる審査期間の短縮など弾力的な運用、積極的な承諾
- ・ セーフティネット保証 5 号対象外業種（ぱちんこ屋等）について保証対象へ追加
- ・ 日本政策金融公庫等による資金繰り支援及び特別利子補給制度の活用
- ・ 金融機関に対し、既往債務に係る条件変更等の弾力的な運用等の配慮を要請

② 事業の継続を支える支援措置

ア 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金・月次支援金の活用（国制度）

対象：緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または不要不急の外出・移動自粛により
売上が 50%以上減少した事業者

一時支援金(1～2月の緊急事態宣言の影響分)：法人 60 万円、個人 30 万円(上限)

月次支援金(4月以降の緊急事態宣言の影響分)：法人 20 万円/月、個人 10 万円/月(上限)

イ キャンセル料支援の活用（国制度）

対象：緊急事態宣言発令地域等において開催予定であった公演等を延期・中止した
にもかかわらず発生した費用

金額：2, 500 万円（上限）、補助率 10/10

ウ 雇用調整助成金の活用（国制度）

- ・ 以下の企業は 6 月末まで現行特例措置を延長
 - a) 緊急事態宣言実施区域の要請等に協力する飲食店等（予定）
 - b) まん延防止等重点措置対象地域の要請等に協力する飲食店等
 - c) 特に業況が悪い事業主（売上が 30%以上減少）

(現行特例措置)

- ・助成率引上：大企業 1/2→2/3、中小 2/3→4/5 (解雇等を行っていない場合は大企業 3/4、中小 10/10)
- ・助成上限額引上：一人あたり 8,330 円/日→15,000 円/日
- ・雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成の対象
- ※上記 a)、b) c) 以外の企業は、5～6 月は特例を縮減
(助成上限額 15,000 円/日→13,500 円/日、中小助成率上限 10/10→9/10)
- ・兵庫労働局助成金デスクによる相談

エ 産業雇用安定助成金の活用 (国制度)

在籍型出向により雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対し助成

- a) 助成率：大企業 3/4、中小 9/10
- b) 助成上限額：12,000 円/日 (出向元・出向先の計)

オ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の活用 (国制度)

- ・休業中に賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者からの申請により、休業開始前賃金の 80%(日額上限 9,900 円 (緊急事態宣言実施区域、まん延防止等重点措置対象地域の要請等に協力する飲食店等は日額上限 11,000 円)) を休業実績に応じて支給
- ・大企業に雇用されるシフト制等の非正規労働者も対象に追加

カ 小学校休業等対応助成金の活用 (国制度)

- ・対象：小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるを得なくなった保護者に対し、有給休暇を取得させた事業主
- ・金額：50,000 円/人 ※10 人まで (上限 50 万)

キ 中小企業のための特別相談窓口の設置

- ・ひょうご・神戸経営相談センター、県地域金融室、県信用保証協会、各金融機関

③ポストコロナを見据えた事業展開への支援

ア 収束後における地域経済の活性化

- ・がんばるお店・お宿応援事業：5～10 万円/1 店舗 (定額)、13,500 件
飲食店や宿泊施設によるテイクアウト・デリバリーへの参入、感染防止対策等を支援
- ・商店街お買い物券・ポイントシール事業 (事業規模 15 億円：県 2/3、市町 1/3)
商店街等が取り組むプレミアム付商品券の発行、ポイントシール事業を支援

イ 新たなワークスタイルの推進 (ひょうご仕事と生活センター)

- ・テレワーク等を推進するため、設備導入を支援するとともにアドバイザーを設置

④生産拠点の県内回帰、サプライチェーンの強化・再構築
産業立地条例に基づく補助金等を拡充

区分	拡充前（～R2.6.17）	拡充後（R2.6.18～）	
		県内全域での幅広い立地促進	サプライチェーン強化・再構築対策
税軽減	不動産取得税 1/2軽減 (拠点地区・促進地域)	同左	【一般地域】 1/2軽減 【促進地域】 3/4軽減
	法人事業税 【一般地域】 1/4軽減・5年間 (拠点地区1/3軽減・5年間) 【促進地域】 1/2軽減・5年間	【一般地域】 1/3軽減・5年間 (拠点地区1/2軽減・5年間) 【促進地域】 同左	【一般地域】 1/2軽減・5年間 【促進地域】 3/4軽減・5年間
補助金	設備投資補助 【一般地域】 設備投資額の3% ※国等補助金併用不可 【促進地域】 設備投資額の5% ※国等補助金併用不可	同左	【一般地域】 設備投資額の6% ※国等補助金併用可 【促進地域】 設備投資額の10% ※国等補助金併用可
	雇用補助 【一般地域】 新規正規雇用：30万円/人 【促進地域】 新規正規雇用：60万円/人 新規非正規雇用：30万円/人	同左	【一般地域】 新規正規雇用：45万円/人 【促進地域】 新規正規雇用：90万円/人 新規非正規雇用：同左

※サプライチェーン強化・再構築対策は、令和5年3月末立地促進事業等確認申請受付分まで

⑤雇用対策の強化

ア 緊急対応型雇用創出事業

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた労働者等に対し、次の雇用までのつなぎの雇用を創出（実施規模：1,200人）

イ 離職者等再就職訓練事業

- ・離職者等の就職促進のため、介護やIT・資格取得等ニーズの高い分野の職業訓練を実施（拡充規模：800人（実施規模：219コース4,150人））

(2) 観光振興

○Welcome to Hyogo キャンペーンの展開

旅行市場の回復段階に応じ需要を喚起するキャンペーンを展開（令和2年6月19日～）

- ・バス旅行の支援

区分	事業内容
ひょうごツーリズムバス	1台あたり宿泊3万円 日帰り1.5万円

※4月25日以降の新規予約分について、緊急事態宣言措置解除まで停止

(3) Go To トラベルキャンペーン

- 全国において、事業の適用を一時停止する。

(4) Go To Eat キャンペーン

- プレミアム付食事券の申込受付・販売(引換)等について、Go To トラベルの停止終了日まで停止する。
- 令和3年1月14日から販売済みのプレミアム付食事券及び付与済みポイントについて県下全域での利用の自粛を呼びかける（有効期限3/31→6/30に延長）。

(5) Go To 商店街事業

- 全国において、集客を伴う商店街イベントを延期又は中止する。

(6) 生活基盤の確保

①生活福祉資金特例貸付の拡充

- 特例貸付として、貸付の対象世帯を低所得者だけでなく、新型コロナウイルスの影響を受け収入の減少があった世帯に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を実施

②住居確保給付金の支給

- 休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれがある者に対し、家賃相当の住居確保給付金を支給

③ひとり親世帯生活支援特別給付金の支給

- 長引くコロナ禍の影響により、負担が大きくなっているひとり親世帯に対し、生活支援特別給付金を支給

④高等職業訓練促進給付金の支給

- ひとり親の資格取得を促進し、就職を支援するため、養成訓練等の受講期間において高等職業訓練促進給付金を支給

⑤ひとり親家庭住宅支援資金貸付の実施

- ひとり親に対する生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進するため、入居している住宅家賃に対する資金を無利子で貸付

(7) 税制上の特例措置等

- 県税を一括納付できない方で、要件を満たす場合は納税を猶予
- 県民税の寄附金税額控除の特例（行事の中止等による入場料金払戻請求権の放棄に適用）
- 住宅ローン控除（住民税）の特例の拡充（面積要件の緩和、適用期限の1年延長）
- 自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減（1%軽減）の延長（令和3年末まで）
- 耐震基準不適合既存住宅の耐震改修特例（不動産取得税）の適用要件の弾力化（入居要件の緩和）
- 自動車税種別割の障害者減免（新規分）申請期限の延長（令和3年6月30日まで）
- 法人関係税等の電子申告・電子納税等を推進
- 自動車税種別割等のインターネットを利用したクレジットカードやスマホアプリ等による納税を推進

(8) 農林水産事業者への支援

①資金繰り支援

- 美しい村づくり資金、豊かな海づくり資金の拡充（当初3年間無利子化、貸付期間延長、融資限度額引上げ）

②事業継続支援

- 山田錦等酒米生産応援事業（酒米を酒用として販売した価格と酒以外の他用途利用向けに販売した価格差を支援）

③需要喚起・販売促進

- 県産酒米消費拡大キャンペーン事業（県産酒米100%を原料にした日本酒2,500円の購入毎に、直売所で使える500円の金券を配布）

12 県としての対応等

(1) 県庁舎・県職員の感染防止対策等

- 職員の在宅勤務の活用による出勤者の原則7割削減を目指す。
- 職員の感染防止対策を行う。
 - ・時差出勤・フレックス制・特別休暇の活用の推進
 - ・サテライトオフィスの活用 ・テレビ会議システムの活用
 - ・マスク着用、人と人との間の十分な距離の確保、換気の徹底等
 - ・出勤時の自宅での検温の徹底、庁舎入口におけるサーモグラフィによる検温の実施
 - ・窓口業務等は職場環境に応じ、密閉、密集、密接とならないような方法により実施
- 市町職員の在宅勤務等の活用による出勤者7割削減を要請する。

(2) 予算の早期実施

- 国の補正予算等を活用して編成した県の補正予算と令和3年度当初予算の速やかな実施を図る。

(3) 組織体制の整備

- 「次なる波」の到来等に備え、組織体制を強化する（令和2年7月1日付）。
 - ・健康福祉部に新たに「感染症等対策室（室長：本庁局長級）」を設置し、同室に「感染症対策課」を置き、感染症対策を統括する機能を強化
 - ・感染症対策課に医務課・薬務課・社会福祉課・健康増進課・病院局企画課・復興支援課（R3.4～防災支援課）で実施している新型コロナウイルス感染症対策業務を一元化し、それぞれの課長が感染症対策課参事を兼務
- 新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に向け、組織体制を強化する。
 - ・健康福祉部感染症等対策室に新たに「ワクチン対策課」を設置し、同課に「参事（ワクチン対策担当）」を設置（令和3年1月25日付）

(4) 自殺対策

- 新型コロナウイルス感染症の影響で生活の悩みや不安を感じる県民に対し、「こころの健康相談統一ダイヤル（☎0570-064-556）」など、相談窓口の啓発を図る。
 - ・相談窓口一覧 URL <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf09/soudanmadoguti.html>
- コロナ禍において、女性の自殺リスクの高まりも懸念されていることから、医師等専門家によるメンタルヘルスにも対応した女性の相談窓口を設置する（令和3年5月18日開設予定）（「ひょうご女性サポートホットライン～ここふれ～」☎0120-62-3588）。

(5) 女性に対する支援

- 男女共同参画センターにおいて、女性のための悩みや就労の相談を実施する（「女性のための悩み相談」☎078-360-8551）。
- コロナ禍で様々な不安や困難を抱える女性の相談に幅広く対応するため、NPO等民間団体と連携し、Web等を活用した相談支援事業や居場所づくり等を行う。

[改定年月日]

(令和2年 4月13日改定)
(令和2年 4月28日改定)
(令和2年 5月21日改定)
(令和2年 7月 9日改定)
(令和2年 7月29日改定)
(令和2年 9月17日改定)
(令和2年 11月11日改定)
(令和2年 12月10日改定)
(令和3年 1月12日改定)
(令和3年 2月22日改定)
(令和3年 3月29日改定)
(令和3年 4月15日改定)
(令和3年 4月28日改定)

(令和2年 4月17日改定)
(令和2年 5月 4日改定)
(令和2年 5月26日改定)
(令和2年 7月17日改定)
(令和2年 8月 1日改定)
(令和2年 10月14日改定)
(令和2年 11月18日改定)
(令和2年 12月24日改定)
(令和3年 1月22日改定)
(令和3年 3月 4日改定)
(令和3年 4月 2日改定)
(令和3年 4月21日改定)
(令和3年 5月 7日改定)

(令和2年 4月24日改定)
(令和2年 5月15日改定)
(令和2年 6月18日改定)
(令和2年 7月23日改定)
(令和2年 8月28日改定)
(令和2年 11月 5日改定)
(令和2年 11月24日改定)
(令和3年 1月 8日改定)
(令和3年 2月 3日改定)
(令和3年 3月18日改定)
(令和3年 4月 9日改定)
(令和3年 4月23日改定)